

様式第二（第一条関係）

都道府県、市、町、村の道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十條第一項の規定に基き、次の都道府県、市、町、村の道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十條第一項の規定に基き、次のごとく、その関係図面は、道路線の廃止する。都道府県知事（市町村長）の縦覧に供する。

整理番号			路線名			起点終点	重要な経過地